

開催期日 令和 8 年 6 月 1 5 日

開催場所 中島村役場 2 階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会	令和8年6月15日	午後1時30分
閉 会	令和8年6月15日	午後1時53分
場 所	中島村役場 2階会議室	

2. 会議に提出した議案

報告第1号 地域計画変更（案）に対する意見（回答）について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見の決定について

議案第3号 現況確認証明申請に対する処分について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者10名・欠席者2名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長	野 木 重 徳
--------------	---------

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事	松 本 美 和
--------------	---------

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和8年第6回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

皆さんこんにちは。ブロッコリーも終盤を迎え、終わったという話も聞きます。これからはトマトで大変忙しくなるのかなと思いますし、米農家については田植えが終わり草刈りがあると思います。私もそうですが6月から9月までかかる予定であります。皆さんには忙しい時期に総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは早速審議に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局長

推進委員2名の欠席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事進行を行う旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、1番大木一男農業委員、2番芳賀敏行農業委員を指名した。

議 長

報告第1号地域計画変更（案）に対する意見（回答）について、事務局に説明を求めた。

事務局長

報告第1号地域計画変更（案）に対する意見（回答）について説明した。

議 長

報告事案の説明を終了する旨を宣した。

議 長

続いて、議案第1号の審議の前に、中島村農業委員会会議規則第10条の規定により、4番小針一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開する旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第19号について、確認担当委員に報告を求めた。

事 務 局

本日欠席されている小室推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告いたします。議案第1号受付番号第19号につきまして、6月5日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、また、被設定人は農家であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番小林均農業委員

議案第1号受付番号第19号につきまして、只今、小室推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても6月5日に確認いたしました問題はなく、被設定人は農家であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 質疑なしの声多数 ——

議 長

質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

——— 暫 時 休 議 ———

議 長

再開する旨を宣し、4番小針一男農業委員に対し、議案第1号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第2号受付番号第4号につきまして、6月9日に、申請人・●●●●さんの申請代理人である行政書士・●●●●さん、変更予定である営農者の●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、営農予定である●●●●さんは50年程農作業に従事しており、ミョウガの栽培も10年程経験があることから事業計画を変更することについて問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番小林均農業委員

議案第2号受付番号第3号につきまして、地区担当委員である吉田農業委員の都合が合わず、私が代理としまして、吉田推進委員と確認を行いました。只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても6月9日に確認し、営農予定である●●●●さんは50年程農作業に従事しており、ミョウガの栽培も10年程経験があることから事業計画を変更することについて問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

———— 質疑なしの声多数 ————

議 長

質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第3号受付番号第4号につきまして、地区担当委員である天倉推進委員の都合が合わず、私が代理としまして、本日12時40分より、申請人である●●●●さん、長田委員・芳賀委員・私を含めた農業委員2名・推進委員1名、及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、杉と樹木が生い茂っている状態でした。説明によると50年以上前から耕作されておらず山林化してしまったとのことでした。高低差のある土地であり、機械の進入も困難であることから、農地として復元しても継続的な利用が困難であると思われるため、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番長田信夫農業委員

議案第3号受付番号第4号につきまして、只今、加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、加藤推進委員と同様、農地としての復元が困難であるため、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

———— 質疑なしの声多数 ————

議 長

質疑なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 3 号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって協議事項終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、7 月 1 4 日（火）に役場 2 階会議室で行う。

二点目 令和 9 年度農業施策に関する意見の提出等の検討について

三点目 6 月 1 9 日刊行の全国農業新聞記事掲載について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和 8 年 6 月 1 5 日 午後 1 時 5 3 分